



8足監発第880号
令和8年8月25日

足立区長 近 藤 やよい 様

足立区監査委員	初 谷	武 志
同	寺 口	正 治
同	しぶや	竜 一
同	佐々木	まさひこ

令和7年度 足立区内部統制評価報告書審査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定に基づき、
令和7年度足立区内部統制評価報告書を審査した結果、別紙のとおり意見を付
して提出します。

令和7年度足立区内部統制評価報告書審査意見

1 審査の対象等

(1) 審査の対象

令和7年度足立区内部統制評価報告書及び附属資料

(2) 審査対象とした評価範囲

財務に関する事務

情報管理に関する事務

生命・安全の確保に関する事務

2 審査の期間

令和8年7月24日（金）から8月25日（火）まで

3 審査の基本方針

令和8年度監査基本計画に基づき、区長から審査に付された令和7年度足立区内部統制評価報告書について、区長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか、という観点から検討を行い、審査した。

4 審査の実施方法

内部統制評価報告書について、足立区監査基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月（令和6年3月改定）総務省）（以下「ガイドライン」という。）に基づき審査を行った。具体的には、リスク評価シート等の関係書類の確認や、必要に応じて関係所属等に説明を求めるとともに、定期監査等において得られた知見を利用した。

5 審査の結果

令和7年度足立区内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、「情報管理」及び「生命・安全の確保」に関する事務については、全庁的な改善が図られている一方で、一部の所属においては適切に反映されず、改善に至っていない状況が見受けられた。評価手続の一部に不適切な事項があり、評価手続に係る記載は一部相当ではないが、当該事項を除いた範囲においては、評価結果に係る記載は相当である。

（指摘事項）

(1) リスク評価の実施状況について

ア 評価範囲の網羅性の改善

ガバナンス担当課からの周知等により、評価範囲の網羅性については全庁的な改善が図られているものの、依然として運用上の不備が継続している所属がある。

令和6年度足立区内部統制評価報告書審査意見で指摘した足立清掃事務所における「ごみ収集時の職員の公務災害」に関する事務や各保健センターにおける検査、検診における感染リスクに関する事務については、令和8年度リスク評価シートに記載されていない事実が確認された。

(2) 情報管理に関する事務の実態について

- ア 情報処理機器の適正管理に関し、令和7年度定期監査（第一期）の指摘を受けた措置として、「備品未登録台帳」や「フローチャート」の作成によるチェック体制を整備したとしているが、ただ単に「備品登録」としか捉えておらず、ネットワーク非接続機器等に保持される重要データのセキュリティリスクに応じた、厳重な所在及び取扱い状況の管理を徹底するまでには至っていない。
- イ 令和8年度定期監査（第一期）において、情報処理機器の更新等に伴う旧パソコンの引渡しの際に、復元不可能なデータ消去を行わないまま業者へ引渡した事例が確認された。
- ウ 上記アの事務は、内部統制評価報告書の附属資料では評価対象外の事務とされているが、その事務の性質は「情報管理に関する事務」に該当するもので、評価対象事務である。

6 監査委員意見

(1) 全庁的な資産管理の徹底について

学びピア21の賃料問題については、経年により本質的な原因の特定には至っていないものの、主な要因は所管課における賃貸借契約への意識の低さと、区有財産の網羅的な管理不足にあるとされている。

現在、資産活用部では再発防止策として、学びピア21も含めた賃料改定を要するすべての区有財産貸付リストを改定し、今後も随時更新を行う予定である。加えて、各年の契約更新対象リストを新たに作成し、毎年全庁文書配信により更新時期を通知・確認するチェック体制を強化することで、資産活用部が主体的に状況を把握し直接管理していく取組みを進めている。

網羅的な財産管理の実効性が確保されれば再発防止につながることから、本取組みが十分な管理として機能しているか否かについて、引き続き注視していく。

令和7年度足立区内部統制評価報告書審査意見（附属資料）

審査結果の詳細

1 内部統制の評価手続の検討

（1）全庁的な内部統制の評価手続の検討

区長による評価手続	1 評価対象事務は、足立区内部統制基本方針で定めた、財務に関する事務、情報管理に関する事務、生命・安全の確保に関する事務 2 令和8年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。令和6年3月改定）により定められた6つの基本的要素（①統制環境 ②リスクの評価と対応 ③統制活動 ④情報と伝達 ⑤モニタリング ⑥ICTへの対応）に基づき、規程等の整備状況及び内部統制の確保に向けた取組・活動状況に対して、整備上及び運用上の不備がないかを判断し、内部統制の有効性を評価
審査の方法及び審査の結果	1 審査の方法 全庁的な内部統制について、規程の整備状況及び評価項目に係る取組・活動状況、庁内への周知状況を、どのように確認・評価しているかについて、以下の資料及びヒアリングで審査 ① 足立区における内部統制基本方針 ② 足立区リスク評価実施手順 ③ 庁内通知文書 ④ 内部統制評価報告書附属資料 2 審査の結果 (1) 評価対象事務である「財務」「情報管理」「生命・安全の確保」の網羅性については改善が図られているが、一部の所属では「生命・安全の確保」の業務レベルの重要なリスクが十分に洗い出されていない。評価対象となる「事務」を、より広範囲な行政サービス全体の「業務レベル」のリスクを包括的に捉え、リスク評価シートに反映すべきで、一部の所属では整備上の重大な不備に当たり、更に、この適切な整備がなされていない状態のまま評価・報告を実施したことで、必要な内部統制の評価・報告が十分に行われなかったことから、運用上の重大な不備に該当すると判断 上記のとおり、評価対象期間中の各規程の整備・改訂状況、職員に対する具体的な周知方法等の取組みの確認状況について審査した結果、評価手続は一部相当ではないが、当該事項を除いた範囲においては、評価手続は相当と判断

（２）業務レベルの内部統制の評価手続の検討

ア リスク評価の対象にしていた事務で起きた事故・ミス発生状況に関する評価手続の検討

区長による評価手続	1 足立区リスク評価実施手順に基づき、各所属がリスク評価シートを作成し自己評価 2 リスク評価シートに記載された事務について、内部統制評価部局がマニュアル等のツールの整備状況及び各所属の自己点検結果を確認し、自己評価が妥当かどうか判断 3 整備上及び運用上の不備があった事務について、重大な不備に当たるかどうかを判断し、内部統制の有効性を評価
審査の方法及び審査の結果	1 審査の方法 リスク評価シート作成対象事務に関し、各所属によるリスクの識別・評価・対応策の整備状況と、それらを踏まえた自己評価がどのように行われているか、内部統制評価部局による独立的評価がどのように行われているか等の観点から、以下の資料やヒアリングによって、整備上・運用上の不備や事故の発生状況を確認、審査 ① 足立区リスク評価実施手順 ② 足立区版リスク一覧 ③ 財務に関する事務の事務フロー図 ④ 全所属が作成したリスク評価シート ⑤ リスク評価実施に関する庁内通知文書 2 審査の結果 以下により、評価手続は相当と判断 (1) 各所属がリスク評価シートを作成し、リスクの識別・評価を行い、対応策を整備した上で自己評価を行っていることを確認 (2) 内部統制評価部局が、事故・ミス発生状況や継続的モニタリングの必要性を考慮した上で、各所属の自己評価に対する独立的評価を実施していることを確認

イ リスク評価の対象としていなかった事務で起きた事故・ミス発生状況に関する
評価手続の検討

区長による 評価手続	1 令和7年度に発生した事故・ミスのうち、リスク評価の対象としていなかった事務で起きた事故・ミスについて、内部統制推進部局で確認した事故概要や対応・改善策を基に、内部統制評価部局において運用上の重大な不備に当たるかどうかを判断し、内部統制の有効性を評価
審査の方法及び 審査の結果	1 審査の方法 事故・ミスの事実確認や発生原因の分析、再発防止策の検討が、どのように実施されているか、運用上の重大な不備に当たるかどうかについて適切に評価しているか等の観点から、「令和7年度事故・ミス一覧（庁議報告資料まとめ）」やヒアリングにより審査 2 審査の結果 事故・ミスの内容や発生原因等の確認は、あらかじめ定められた評価手続に従って適切に行われているから、評価手続は相当と判断

ウ 定期監査で指摘等を受けた事務に関する評価手続の検討

区長による 評価手続	1 令和6年度定期監査（第三期）及び令和7年度定期監査における指摘事項について、内部統制推進部局で確認した指摘概要や措置内容を基に、内部統制評価部局において、指摘を受けた事務が整備上及び運用上の重大な不備に当たるかどうかを判断し、内部統制の有効性を評価
審査の方法及び 審査の結果	1 審査の方法 定期監査における指摘事項等について、発生原因、その影響度、再発防止に向けた措置内容、評価基準日における状況等の確認、モニタリングをどのように行っているかについて、「監査指摘事項に対する確認票」の確認や内部統制評価部局へのヒアリングを通じて審査 2 審査の結果 定期監査における指摘事項等について、発生原因やその影響度等の確認は、あらかじめ定められた評価手続に従って適切に行われていることから、評価手続は相当と判断

2 内部統制の評価結果の検討

(1) 全庁的な内部統制の評価結果の検討

区長による評価結果	1 ガイドラインにより定められた6つの基本的要素（①統制環境 ②リスクの評価と対応 ③統制活動 ④情報と伝達 ⑤モニタリング ⑥ICTへの対応）について、評価の基本的考え方、評価項目、取組・活動内容について確認 2 関連規程等は不足なく整備されており、整備上の不備はないと評価 3 取組・活動内容について評価した結果、運用上の不備はないと評価 4 以上の結果、全庁的な内部統制は有効に整備・運用されていると判断
審査の方法及び審査の結果	1 審査の方法 関連規程等の整備・改訂状況や全庁的な取組状況・活動内容について、漏れなく評価しているか、評価期間中の会議、研修、職員通知等、内部統制確保に向けた具体的な取組・活動内容を確認しているか、把握された整備上・運用上の不備について、評価基準日、評価期間において重大な不備に当たるかどうかを定義に従って判断しているか等の観点から、内部統制評価報告書附属資料を基礎に、内部統制評価部局に対するヒアリングにより確認 2 審査の結果 (1) 各評価項目について、評価期間中の具体的な取組・活動内容に基づいて評価が行われている。また、リスク評価シートにおける生命・安全の確保に関する事務の選定の改善、住民記録システムや税システム等、住民情報を扱う基幹系業務システムについて、個人情報保護のため、アクセスログ（端末の操作履歴）の調査を実施等の評価が行われている。以上に基づいて、内部統制関連規定等は、おおむね不足なく整備・改訂されており整備上の不備はないと判断するが、一部の所属では、リスク評価を網羅していないため、整備上の重大な不備にあたると判断 (2) 職員に対する内部統制確保、及び規定等遵守の重要性についての意識の醸成、研修や通知等による規程等の周知に関する取組状況・活動内容についても、おおむね適切に実施されており、運用上の不備はないと判断するが、一部の所属ではリスク評価が適切な整備がなされていない状態のまま評価・報告を実施したことで、必要な内部統制の評価・報告が十分に行われなかったことから、運用上の重大な不備に該当すると判断 以上の結果、全庁的な内部統制は、評価基準日において、一部の所属を除いては有効に整備・運用され、評価期間中において有効に運用されているとの評価報告書の記載は相当であると判断

(2) 業務レベルの内部統制の評価結果の検討

区長による評価結果	1 重大な不備の定義 足立区では重大な不備の定義について以下のとおり具体化して定義 ① 区民の安全・安心が著しく脅かされた場合 ② 社会的に広く区民が不利益を被った場合 ③ 経済的に区民や区としての被害・損害額が多額な場合 ④ 著しく区の信用を失墜させた場合 2 区長による評価結果 上記の重大な不備の定義に基づいて区長が評価した結果は以下のとおり (1) リスク評価の対象にしていた事務で起きた事故・ミス発生状況に関する評価 ア 評価基準日までに整備を終えていることから、整備上の不備はないと判断 なお、リスク評価シートそのものは、評価対象事務ではないので、整備上の不備に当たらないが、区が行う事務について網羅的にリスク評価が行われるためには、事業ごとにリスクを洗い出すなどして、マニュアル等の整備について不備がないか見直し、検討されること、その意識が職員一人一人に浸透することが望まれる。 イ 収入に関する事務で発生した「学びピア21の土地賃貸借契約における賃料見直し漏れ」については、賃借料の見直しがされず、改定されなかったことにより、区に適正な賃借料に相当する額との差額（試算したところ推定6000万円超）の経済的不利益が生じた蓋然性が高いため、運用上の重大な不備に当たると判断 ウ 補助金の収入に関する事務で発生した「フッ化物塗布事業における補助金の申請漏れ」については、補助金の新設に気づかず、予算計上もされていなかった事案であるが、区に相当額（約300万円）の経済的不利益が生じているため、運用上の重大な不備に当たると判断 エ その他、「個人情報の漏えい・紛失」、「収入・支出等の誤り」、「生命・安全に関する事故」が36件発生しているが、これらについては誤交付した書類等は既に回収し、誤送付した個人情報が誤送付先から外部に出ていないことなどから、広く区民が不利益を被ることはなかったこと、区民への影響範囲は少なく、経済的に区や区民に大きな損害を与えることはなかったこと、幸いなことに大きな健康被害はなく、結果として区民の安全・安心が脅かされることはなかったことから、運用上の重大な不備には当たらないと判断 (2) リスク評価の対象としていなかった事務で起きた事故・ミス発生状況に関する評価 ア 運用上の重大な不備はなかったと判断 イ その他、「個人情報の漏えい・紛失」、「収入・支出等の誤り」、「機密情報漏洩」が17件発生しているが、漏えいした件数が軽微なことから、広く区民が不利益を被ることはなかったこと、区民への影響範囲が少なく、経済的に区民や区に大きな損害を与えることはなかったこと、その後の適切な処理により、区民の大きな不利益となることはなかったことから、運用上の重大な不備には当たらないと判断 (3) 定期監査で指摘等を受けた事務に関する評価 ア 「保険料納付延滞金の徴収等について」、「日本語教室活動を行う団体に対する補助金交付事務について」、「行政財産目的外使用許可使用
-----------	---

	料の徴収について」、「つり銭準備金について」、「契約事務の適正な執行について（分割発注）」、「足立区長附属機関構成員の費用弁償について」、「足立区高齢者住宅生活援助員に対する交通費の執行について」、「学校産業医等の委託契約に係る経費の支出について」、「契約事務の適正な執行について（受水槽清掃）」、「有効期限切れの消防用設備等」、「未実施の業務委託に係る不適切な支出」及び「郵便切手の管理の不備」については、評価基準日の時点での対応、改善策の整備などがされていることも踏まえて、12事務が運用上の重大な不備ではないと判断 イ その他、「情報処理機器の適正な管理について」、「適正な予算計上の徹底について」、「事務事業評価調書の目標設定の適正化について」、「サービス監査に係る関係書類及び旅費の追加支給・返納等の処理について」、「開かれた学校づくり協議会に対する補助金交付事務について（令和5年度）」、「開かれた学校づくり協議会の運営等の改善について」及び「足立区セーフティネット事業における支援を必要とする区民に寄り添った対応の必要性」は評価対象外の事務ではあるが、適切な対応がされたことを確認したことから、運用上の重大な不備には当たらないと判断 以上の結果、（1）イ、ウの事務については、運用上の重大な不備に当たると判断し、内部統制は有効に運用されていないと評価
審査の方法及び審査の結果	1 審査の方法 評価基準日、評価期間において、重大な不備に該当するか否かについて、ガイドラインに示された評価基準及び足立区の重大な不備の定義に基づいて適正に判断しているか、その判断結果は妥当かどうかの観点から、以下の資料及び内部統制評価部局へのヒアリング等により審査 ① 内部統制評価報告書附属資料 ② 全所属が作成したリスク評価シート ③ 令和7年度事故・ミス一覧（庁議報告資料まとめ） ④ 監査指摘事項に対する確認票 2 審査の結果 区長による評価は、ガイドラインに示された評価基準、足立区の重大な不備の定義に基づいて適正に行われ、評価理由が明確に示されており、把握された不備に関する評価結果も妥当である。 一方で、評価報告書附属資料において「評価対象外」と整理された事務のうち、令和7年度定期監査（第一期）で指摘のあった「情報処理機器の適正な管理」は、その事務の性質から本来、「情報管理に関する事務」として評価対象とすべきものである。 さらに、その対応策においても単なる「備品」管理の観点しか示されておらず、データの保管やシステムセキュリティの視点が欠けており、監査の指摘を受け止めていない運用上の不備が認められる。 今後は、こうした評価対象外とされている事務についても、行政サービス全体の「業務レベル」のリスクとして包括的に捉え、評価の網羅性を確保することが求められる。 以上のとおり、「情報管理に関する事務」の分類に本来含めるべき項目が一部評価対象外の事務とされていたもの以外は評価報告書に示された評価結果に係る記載については、相当であると判断した。